

「PCB」を含有する照明器具用の安定器を使用していませんか？

静岡県くらし・環境部 環境局 廃棄物リサイクル課

現在、ご使用の照明器具に、「PCB（ポリ塩化ビフェニル）」を含有する安定器が取り付けられている可能性があります。

昭和52年3月以前の事業用建物（屋内外）を所有している事業者は、蛍光灯や水銀灯等の照明機器に付いている安定器について、「PCB」含有を確認してください。

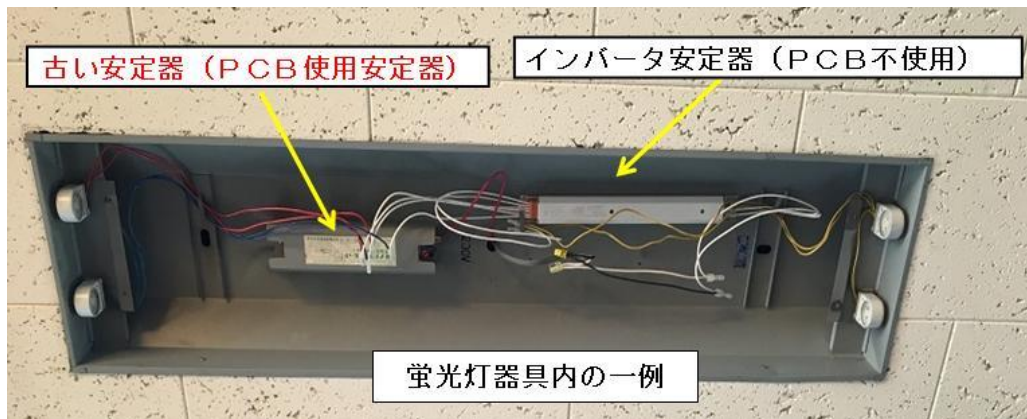
PCB安定器を使用した照明器具は、昭和32年1月から昭和47年8月までに製造された、以下の器具の一部として使用されています。



※ PCB含有安定器の判別方法は、一般社団法人日本照明工業会ホームページを参照してください。

<http://www.jlma.or.jp/anzen/pcb/index.htm>

古い安定器からPCBを含む油が漏洩して、健康被害の恐れがありますので、PCB含有の蛍光灯安定器等をいまだ使用している場合には、電気工事業者に御相談のうえ早期に取替を依頼するなど、早めの対応をお願いします。



- PCB含有安定器の処理期限は、平成33年3月末です。処理期限までに処分しないと、罰則が適用される恐れがあります。
- PCBが含有されている照明用安定器（家庭用を除く。）を保管又は使用している場合には届出が必要です。
- PCB廃棄物は適正に保管及び処理する必要があります。

詳しくは、静岡県ホームページをご覧ください。

静岡県 PCB

検索

(お問い合わせ)

担当：静岡県くらし・環境部環境局 廃棄物リサイクル課 産業廃棄物班

電話：054-221-2424 FAX：054-221-3553

メール：hai@pref.shizuoka.lg.jp